事務所通信

えん

令和８年10月

第87号



コラム特集号

職員が今ハマっていることなどを特集しました！！

CONTENTS

所感 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
司法書士より ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
農地の財産評価について ・・・・・・・ 4～5
社会保険労務士より ・・・・・・・・・・・ 6
コラム① ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
コラム② ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
コラム③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
コラム④ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
共有フォルダについて ・・・・・・・・・・ 11
税務カレンダー ・・・・・・・・・・・・・ 12

森・米澤・古川 合同事務所

所　感

朝晩の空気に秋らしさを感じる季節となりました。今年も残すところあと3か月となり、年末に向けて何かと慌ただしくなる時期です。皆さまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今年を振り返ると、企業経営を取り巻く環境は、依然として変化の大きい状況が続いています。原材料費やエネルギー価格、人件費の上昇に加え、金利や為替の動向など、経営判断に影響を与える要素は少なくありません。こうした環境の中で、売上を伸ばすことはもちろん大切ですが、それと同時に、利益を確保し、手元資金をしっかりと維持していくことの重要性が一段と高まっています。

一方で、厳しい環境だからこそ、業務の効率化や設備投資、人材育成など、将来に向けた取り組みを進めることも大切です。日々の業務を見直し、時間やコストの使い方を工夫する。あるいは、これまでの取引先との関係を深め、新たな需要を取り込む。大きな改革でなくても、身近なところに改善のきっかけはあるのではないでしょうか。

また、10 月は税務面でも確認しておきたい時期です。令和8年度税制改正では、中小企業の設備投資などに関係する制度の見直しが行われています。例えば、一定の中小企業が取得する少額減価償却資産について、取得価額の基準が1資産当たり 30 万円未満から 40 万円未満へ引き上げられました。パソコンや業務用機器などの購入を検討されている場合には、税制上の取り扱いも含めて確認しておくとよいでしょう。

さらに、インボイス制度に関する経過措置も、令和8年 10 月から変更されています。免税事業者などからの仕入れに係る仕入税額控除の割合が、従来の 80%から 70%へと引き下げられました。取引先との関係や消費税の納税額に影響する場合もありますので、日々の経理処理だけでなく、今後の資金繰りについても注意が必要です。

税制は毎年のように変わりますが、大切なのは制度を知ることだけではなく、自社にどのような影響があるのかを考え、適切なタイミングで対応することです。設備投資や資金調達、経営計画の見直しなどをお考えの際には、税務上の取り扱いも含め、早めに検討することをお勧めします。

変化の大きい時代には、先行きを正確に見通すことは容易ではありません。しかし、自社の現状を把握し、課題を一つずつ整理していくことで、次の一手は見えてくるものです。数字を通じて経営の現状を確認し、将来に向けた準備を進めることが、安定した経営の土台になると考えます。



秋が深まるこの時期、皆さまもぜひ一度、今年ここまでの経営を振り返り、来年に向けた準備を始めてみてはいかがでしょうか。私どもも、皆さまの身近な相談相手として、日々の経営課題の解決と将来への取り組みをサポートしてまいります。

季節の変わり目ですので、どうぞご自愛ください。

公認会計士・税理士　森　弘毅

住所・氏名が変わったときは変更の登記をしましょう

今年の4月１日から住所や氏名を変更した場合は、その変更した旨の登記が義務化されました。以前にも同様のことをこちらでお知らせしたかもしれませんが、あまり周知されていないようですので改めてお知らせいたします。変更登記をせずに放置しておくと5万円以下の過料となる恐れがありますので、くれぐれもご注意ください。

氏名や住所の変更登記の義務化は、今年の4月以降の変更だけでなく、過去の変更も含まれます。また、個人の方だけではなく、会社など法人も含まれます。

では、どのような人（法人）が対象になるか具体的にセルフチェックをしていきましょう。

チェック

チェック1

□　令和 7 年 4 月 21 日よりも前に、売買、贈与、相続などで土地や建物を取得して登記をした

チェック 2

□　1 の登記した後で、引っ越しで住所が変わったり、結婚などで名前が変わった

チェック 3

□　法務局で住所・氏名の変更登記をしていない



チェック項目すべてに チェックが付いた	→	義務化の対象である可能性大です！
チェック項目中、1つもチェックが 付かなかった	→	現時点では義務化の対象外ですが、今後住所氏名が変更した際は忘れずに変更登記をしてください

セルフチェックで義務化の対象であると診断された方は、「スマート変更登記」を利用することができます。利用の申し出をすると法務局が職権で変更登記をしてくれるのです。ただし、すぐに対応してくれるわけではなく、2年に1度くらいのペースで法務局が住民基本台帳などを調査し該当すると変更登記してくれるとのこと。目前に売買などが迫っていて住所氏名の変更登記が必要な場合は、個別に変更登記申請をしてください。

スマート変更登記は、法務省の「かんたん登記・供託申請」からオンラインで手続きできます。https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/　に行ってちょっと試してみました。このサイトの下のほうにある“「スマート変更登記」をご利用いただくための「検索用情報の申出」はこちら”をクリックすると該当のページに飛びます。本人であるかどうかチェックすると次のページにいきなり“申出人の身分証明書の PDF データを送る”もしくは“申出書に電子署名をする”のどちらかの選択を迫られます。

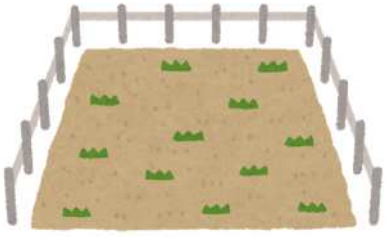
ああ、もう無理。PDF 面倒、電子署名ってなんじゃい。“かんたん”と言いつつ“かんたん”でないのが世の常。億劫でない方はチャレンジしてみてはいかがでしょうか。

司法書士　米澤　智子

農地の財産評価について

長かった雨が明け、爽やかな秋晴れの空が広がる季節となりました。周囲の田園に目を向けると、これから実りを迎えて黄金色へと変わっていく稲穂の姿が今から楽しみでなりません。

さて、今月は「**農地の財産評価**」をテーマにお話しいたします。



農地の評価は実務上、非常に複雑な性質を持っています。その背景には、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」「農地法」という 3 つの法律が密接に絡み合っている点が挙げられます。

これら各法の根底にあるのは、「無秩序な市街化を防ぎ、限られた貴重な資源である農地を保全する」という目的です。そのため、原則として農業以外の目的への転用（農地転用）を厳しく制限している地域がある一方で、市街地に位置する農地であれば転用許可が下りる可能性が高く、宅地に準じた高い評価となるケースもあります。このように、同じ農地であっても転用の可否によって土地の価値（評価額）は大きく変動します。

相続税等の財産評価において、農地は大きく 4 つに区分されます。今回は、その中から「純農地」を中心に解説いたします。

1. 純農地	市街化調整区域内にある「青地」（甲種農地、第 1 種農地）
2. 中間農地	市街化調整区域内にある「白地」（第 2 種農地）
3. 市街地周辺農地	第 3 種農地
4. 市街地農地	農地転用許可を受けた農地、または市街化区域内にある農地

大まかな目安として、「純農地」および「中間農地」は市街地から離れ、周囲も一面的に農地として利用されている典型的な農地を指します。一方、「市街地周辺農地」や「市街地農地」は市街化区域の周辺、あるいはその内部にあり、宅地への転用が比較的容易な農地がこれに該当します。

純農地を判定する上で重要なのが、対象地が「青地」か「白地」かという点です。

青地（農用地区域内農地）

農業振興地域内における「農用地区域内」にある農地を指します。優れた営農条件を備えているため他用途への転用は厳格に制限されており、農地法区分の「甲種農地」や「第 1 種農地」がこれに当たります。

白地（農用地区域外農地）

農業振興地域内であっても「農用地区域外」にある土地を指します。農地の集団性が低い等の理由から青地指定を受けておらず、転用規制は比較的緩やかです。農地法区分では主に「第 2 種農地」が該当します。

評価にあたっては都市計画法上の区域確認も必須となりますが、純農地はそのほとんどが「市街化調整区域」に所在します。

純農地の評価は、以下の計算式を用いて算出します。

＜ 固定資産税評価額 × 評価倍率 ＞

固定資産税評価額は毎年送付される課税明細書等に記載されている金額を使用し、倍率は国税庁ウェブサイトで公表されている「評価倍率表」を参照します。

【倍率表の確認手順】(例:対象地が「古海」、地目「田」、市街化調整区域内の青地の場合)

1. 評価倍率表の「古海」の行を横に追い、市街化調整区域の欄を確認します。
2. 「1(農用地区域内)」か「2(その他)」のどちらに該当するかを特定します(今回は青地のため「1」に該当)。
3. 「田」の列を縦に下ろし、交差する倍率(例:6.1 倍)を固定資産税評価額に乗じます。

令和 8年分　　倍　率　表　　1頁

市区町村名：邑楽郡大泉町　　館林税務署

符号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	標準係数	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
			数	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	朝日１丁目	全域	40	1.1	比準	比準	比準	比準		
	朝日２～３丁目	県道綿貫・篠塚線沿	50	1.1	比準	比準	比準	比準		
こ	古海	市街化区域	40	1.1	比準	比準	比準	比準		
		市街化調整区域								
		1　農業振興地域内の農用地区域			純 6.1	純 7.2				
		2　上記以外の地域	30	1.1	中 7.8	中 9.7	16	—		
さ	坂田	国道３５４号線沿	40	1.2	比準	比準	比準	比準		
		県道綿貫・篠塚線沿	50	1.1	比準	比準	比準	比準		

このように、純農地や中間農地(同様の倍率方式を採用)については、算定自体は非常にシンプルです。なお、市街地農地や市街地周辺農地については、これらとは全く異なる評価方法(比準方式など)が適用されます。



農地評価において重要、かつ難度の高いプロセスは、「対象地が 3 つの法律においてどの地域・区分に該当するのか」という正確な情報収集です。都市計画区域は各自治体のホームページ、農用地区域(青地・白地)は「eMAFF 農地ナビ」、農地区分は各市町村の農業委員会等でそれぞれ確認することが出来ます。

調査手続きに煩雑さを感じる場合や、ご自身の土地がどの区分に該当するか判断が難しい土地をお持ちの際は、ぜひ当事務所までお気軽にご相談ください。

税理士　武井　秀樹

労務コーナー

No.
Date ・ ・

同一労働同一賃金のガイドラインの改正

2026 年 10 月 1 日施行により同一労働同一賃金のガイドラインの改正により、パートタイム・有期雇用労働者にも手当の目的が同じであれば原則として正社員に与えている手当をパートタイム・有期雇用労働者へ与えなければならないとなりました。

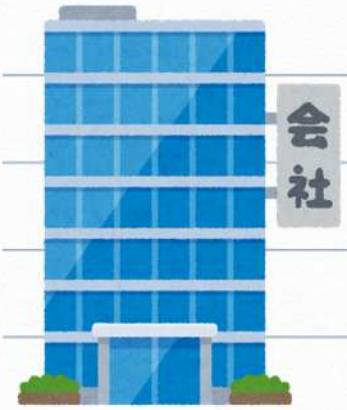


このガイドラインにより、賞与・退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒章など今までは正社員だけに与えている場合、不合理な場合はパートタイム・有期雇用労働者にも与えないといけないというようになりました。

例えば、賞与・退職金手当に関して、賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれてます。これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

つまり、パートタイム・有期雇用労働者に対し、なぜ、正社員に与えられてる手当がパートタイム・有期雇用労働者には与えられないのかを質問されて、きちんと説明できるようにならなければなりません。

但し、いわゆる正社員人材確保論だけでは通用しません。要するに、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の待遇の違いの要因として、「正社員人材の確保や定着を図る」等の目的があったとしても、待遇差が不合理と認められるか否かは、その待遇の他の性質・目的にも照らして判断されるものであり、「正社員人材の確保や定着を図る」といった目的だけで直ちに不合理ではないと当然に認められるものではありません。



しかも、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消する際に、正社員の労働条件を不利益に変更するのではなく、パートタイム・有期雇用労働者の労働条件の改善を図ることが求められます。

社会保険労務士　古川　弘樹

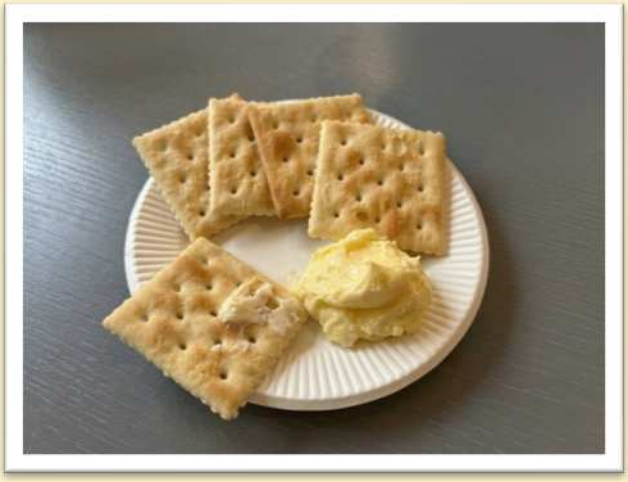
コラム特集

手づくりバターの魅力にはまった休日

先日のお休み、伊香保グリーン牧場に行ってきました！気持ちの良い秋空の下で動物たちと触れ合い、バターづくり体験をしてきました。

生クリームの入った容器をひたすらシャカシャカと振り続けるだけ。「本当に固まるのかな？」と半信半疑で振ること約５分。急に音が変わり、液体と個体に分離！蓋を開けると、出来立てバターが完成。

出来立てをクラッカーにつけて食べてみると、まろやかで優しい口溶けのお味でした。



生クリームと瓶があれば家でも作れるそうなので、次はぜひ家で作って好きなパンと一緒に食べてみようと思います！

小林　有莉歩

「スポーツの秋」と呼ばれる理由とは？



暑さもやわらぎ、秋を感じる季節となりました。秋といえば、「スポーツの秋」と言われ運動会が開催されることも多いかと思います。

なぜ「スポーツの秋」と言われるようになったのでしょうか？

それは、国民の祝日である「体育の日」が定められたことが始まりのようです。

体育の日は 1964 年に行われた東京オリンピックの開会式の日として定められました。涼しく適度な湿度であるため多くのスポーツをするのに適した気候であり、10 月 10 日前後にさまざまな大会が行われていたため、「スポーツの秋」と呼ばれ始めたと考えられています。



私事ですが、先日運動会に参加してきました。運動会翌日、朝起きても体に痛みを感じることは無く、まだまだ若いなぁと思いました。

しかし時間が経つにつれて、腕に違和感を感じるように。まさに、それが筋肉痛でした。

やっぱり身体は正直だと感じた瞬間でした。

渡邊　奈央美



ライブが生きがい！私の好きなアーティスト３選

今回は少し趣向を変えて、私の好きな音楽についてご紹介したいと思います。
私はライブに行くことが好きで、会場で音楽を全身で感じる時間を楽しみにしています。
生の歌声や演奏、会場全体の一体感は、CD や動画では味わえないライブならではの魅力があります。
そんな私の好きなアーティストを３組ご紹介します！



① Mrs. GREEN APPLE

幅広い世代から人気を集めている Mrs. GREEN APPLE。
明るく前向きな楽曲から、心に響くバラードまで幅広い表現力が魅力です。
私の好きな曲：「インフェルノ」「Part of me」「パブリック」



② Vaundy

独特の世界観と幅広い音楽性が魅力の Vaundy。
ポップ、ロック、R&B などさまざまなジャンルを取り入れた楽曲は、一度聴くとクセになるものばかりです。
私の好きな曲：「泣き地蔵」「不可幸力」「呼吸のように」



③ ONE OK ROCK

私が長く聴き続けている大好きなバンドのひとつです。
力強い歌声と迫力ある演奏、そして心に刺さる歌詞が魅力で、ライブで感じるエネルギーは圧倒されます。
私の好きな曲：「Re：make」「Mr.現代 Speaker」「Pierce」

ジャンルや年代を問わず、皆さまのおすすめの曲や好きなアーティストがありましたら、ぜひ教えていただけると嬉しいです！！

藤生　将太朗

私のおすすめスポット



私は御朱印が好きでいろいろな神社やお寺を巡り、参拝の証としていただいてきます。

私が参拝した中でのおすすめスポットは・・・



熊野皇大神社(くまのこうたいじんじゃ)です！

社殿の中央に群馬県と長野県の県境があり、一つの神社なのに、群馬県側は「熊野神社」　長野県側は「熊野皇大神社」二つの神社をお参りできそれぞれの御朱印をいただけます。

熊野皇大神社に立派なご神木があり、願い事を心に唱えながら１周すると願いが叶うという言い伝えが。もちろん私も熱い願いを唱え１周してきました！

自然の中で社寺特有のキリッとした空気に触れ、心も癒やされるのでおすすめです。ぜひ足を運んでみてください！

砂場　潤子

おすすめの一冊　なぜ、「賢い人」が集まって しょうもない意思決定がなされるのか



著　者:太田　肇
出版社:日本経済新聞出版

この本は、会社の中で当たり前になっている慣習や仕事の進め方を改めて見直すきっかけになる本です。人は集団になると周りの意見に流されたり、自分の意見が言いにくくなったりすることがあります。この本はそんな人間の心理や組織の問題について解説しています。

会社やチームでの話し合いはもちろん、PTA や地域の集まりにも役立つ気づきが得られる一冊です。



小林　夏子

親子でハマったスクイーズ

最近、子どもたちの間で流行している「スクイーズ」をご存じでしょうか。握ったり、押したりしたときの、ぷにぷに、もちもちとした感触を楽しむおもちゃです。



わが家の子どもたちもすっかり夢中になっています。最初は「今はこんなものが流行っているんだな」と思って見ていたのですが、どんな種類があるのか調べたり、一緒に買いに行ったりしているうちに、気づけば私自身もその魅力にはまってしまいました。

お店やインターネットで新しい商品を見つけると、つい気になってしまい、子どもと一緒になって盛り上がることもあります。最初は子どもの好きなものを知ろうとしていただけなのに、いつの間にか自分も楽しむようになっていたのは、ちょっとした驚きでした。

流行は次々と移り変わっていきますが、子どもと一緒に夢中になれるものがあるのも、今の時期ならではの楽しみなのかもしれません。これからも、親子でいろいろなものに興味を持ちながら、日々の小さな楽しみを見つけていきたいと思います。

依田　一恵

推し活してますかー！！



今や推し活はブームを通り越してカルチャーになりつつありますね。
日常生活するうえでのモチベや生きる意味にまでなっている人もいるようです。
近年では認知症の予防や症状の緩和に効果があるとまで言われています。
すごいですね。

目下、私も絶賛推し活中です。
デジタル化の今は応援の仕方も選択肢がたくさんあって本当に毎日が幸せ。
LIVE のチケット外れても配信でリアタイ可能だし、FC もアプリ化されていて推し本人と LINE のようにメッセージのやりとりができたりと一方通行にならないファン思いの仕組づくりが運営側でなされている！いやーすばらしい積みがいがあるってものです￥

ん十年前に往復ハガキでファンレターを出していた頃が懐かしい（笑）
推し活で脳内活性化して、人生の後半戦、諸々対策しながら楽しみたいと思います！

今泉　典子

セキュリティ対策が万全な
クラウド型ファイル共有ツール

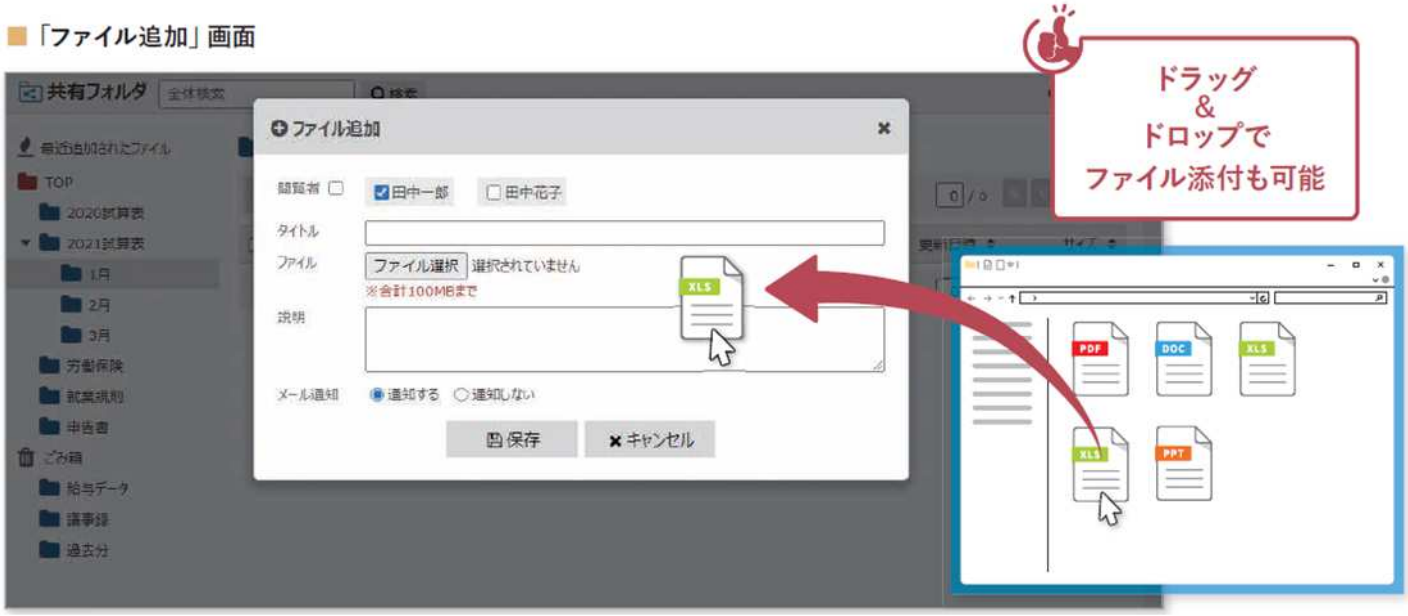
MyKomon 共有フォルダ

共有フォルダとは

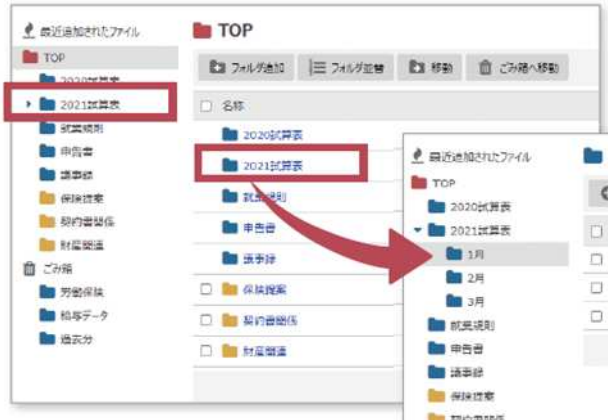
当事務所とお客様の**専用オンラインサービス**です。
データの受け渡しができ、お客様からの書類や当事務所からの納品物を保存することができます。
また、これらのデータはインターネットに接続できる環境であれば、
いつでも、どこでもデータを閲覧することができます。
セキュリティ対策・災害対策も万全ですので、大切なデータを安心して保管いただけます。

- ☑ **万全なセキュリティ対策で安心安全**
- ☑ **PCの破損・入替えに関係なく大切なデータを守れる**
- ☑ **大容量ファイルの保管・受け渡しが可能**

■「ファイル追加」画面



■「共有フォルダ」TOP画面



■ フォルダ内画面



MyKomon スマホ専用アプリ

自動ログイン 対応
プッシュ通知 対応

App Store からダウンロード
Google Play で手に入れよう

税務・労務カレンダー

	税務	労務
11月	□10月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……11月10日(火)まで □所得税の予定納税額の減額申請期限……11月16日(月)まで □9月決算法人の確定申告と納税 □3月決算法人の中間(予定)申告と納税 □所得税予定納税額の納付第2期分 ……11月30日(月)まで	□10月分の社会保険料の口座振替日 ……11月30日(月)



・年末調整の準備を始めましょう。書類へのマイナンバーの記載が必要になり、混乱が予想されます。従業員への通知、書類の配布を進めましょう。
・年末商戦でパート・アルバイトが必要な企業は早めに確保・補充を済ませましょう。
・年賀状・カレンダー・歳暮の手配などの準備を始めましょう。

12月	□11月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……12月10日(木)まで □固定資産税4第期分の納付……12月中 ※市町村により異なりますので注意しましょう □10月決算法人の確定申告 □4月決算法人の中間(予定)申告と納税 ……12月31日(木)まで □年末調整の実施 ……本年最後の給与の支払をする時	□11月分の社会保険料の口座振替日 ……12月31日(木) □賞与支払届の提出 賞与支払日から5日以内



・年末は渋滞が発生しますので、配送担当者やマイカー通勤者に安全運転を呼びかけましょう。
・大掃除を実施する企業では、早めにスケジュールを決めて手配を進めましょう。
・年末年始の挨拶回り、年末年始休暇中の対応の役割分担を行いましょう。

1月	□12月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……1月12日(火)まで □源泉所得税の納期の特例分納付期限……1月20日(水)まで □11月決算法人の確定申告 □5月決算法人の中間(予定)申告と納税 □給与支払報告書の提出 ※期限の早い市町村があるので注意しましょう □固定資産税の償却資産に関する申告書の提出 ……2月1日(月)まで	□12月分の社会保険料の口座振替日 ……2月1日(月)



・受け取った年賀状は住所録等と突き合わせ、住所、役職などに変更がないかをチェックしましょう。
・年末調整の結果による過不足税額の精算や年末商戦用に仕入れた商品などの支払いが重なることが多いので資金繰りを確認しましょう。

森・米澤・古川合同事務所

税理士法人　森会計事務所
森　弘毅　公認会計士事務所
米澤 智子　司法書士事務所
古川　社会保険労務士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011
FAX 0276-63-6056
URL http://www.morikaikei.jp/